

広域連携等バイオマス利活用推進事業（新規）

1. 趣 旨

地球温暖化、廃棄物処理等の環境問題解決に向けて、バイオマスの利活用の推進は喫緊の課題である。

この様な状況の中、食品廃棄物の利活用率は低く、その多くを発生させている広域な事業を展開する食品事業者等によるバイオマスの利活用の強力な推進が必要とされる。

また一方では、都市的地域で発生したバイオマスを、農村地域の農業生産者が肥料・飼料として活用し、生産した農産物を都市住民に提供する、またその輸送や農業用トラクター、ハウス等にバイオマス由来燃料を活用する等、バイオマスの広域利用による都市と農村の交流等が期待されているところである。

しかしながら、都道府県界を越える広域なバイオマスの利活用については、都道府県等を対象とした交付金では、事業者が都道府県等から十分な支援が得られない恐れや、都道府県間の調整等により、事業化が図られない場合がある。

このため、食品事業者等が都道府県界を越えて行う広域的な食品廃棄物等バイオマス利活用の取り組みについて、全国的な視点から国が直接交付による支援を行い、広域的なバイオマス利活用システムの構築とバイオマスの利活用を通じた農村の振興等を推進する。

2. 事業内容

食品事業者・事業協同組合等が都道府県の行政界を越えて行う、広域的な食品廃棄物等バイオマスの効果的、効率的な利活用推進についての以下の取り組みを支援。

- (1) 関係者間におけるバイオマス利活用の協働体制の構築
協働体制構築に必要な協議会の設置・開催、共同研修活動等への支援。
- (2) バイオマス利活用マニュアルの策定
経済性、持続性の高いバイオマス利活用マニュアル策定等への支援。
- (3) バイオマスの生産・収集・運搬システム構築
バイオマスの特性に応じた利活用システムの開発、機器整備等への支援。
- (4) バイオマスの変換技術・利用促進支援
先駆的な変換技術の導入やバイオマス由来製品の利用促進等への支援。
- (5) 資源作物等の実用化支援
資源作物等のバイオマスを原料としたバイオディーゼル燃料等製造システムの構築のための機器整備等への支援。

3. 事業実施主体等

- (1) 事業実施主体：消費生活協同組合、事業協同組合、NPO法人、食品事業者、食品廃棄物のリサイクルを実施する事業者
- (2) 補助率：1/2以内
- (3) 事業実施期間：平成18年度～平成22年度

4. 平成18年度概算決定額

150,000 (-) 千円

【担当課：農村振興局企画部農村政策課】